

裁判員の参加する刑事裁判における訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録等に関する事務の取扱いについて

平成 21 年 5 月 19 日総三第 000508 号高等
裁判所長官，地方裁判所長あて総務局長通達

改正 平成 29 年 8 月 31 日総三第 147 号

標記の事務の取扱いについて，下記のとおり定めましたので，平成 29 年 5 月 31 日付け最高裁総三第 47 号総務局長，情報政策課長通達「訴訟等関係人の尋問，供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」によるほか，これによってください。

記

第 1 訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号。以下「裁判員法」という。）第 65 条第 1 項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録は，当該期日に立ち会った裁判所書記官が行う。

第 2 削除

第 3 更新用記録媒体の作成等

1 作成を要する場合

次に掲げる事由が生じたときは，裁判員の参加する刑事裁判における公判手続の更新に備えて，第 1 の定めにより当該期日に立ち会った裁判所書記官が記録した訴訟関係人の尋問及び供述等の記録が保存された記録媒体であって，事件記録に添付するためのもの（以下「更新用記録媒体」という。）を作成する。ただし，裁判員法第 65 条第 3 項本文の規定により訴訟記録に添付して調書の一部とした記録媒体がある場合には，当該記録媒体に記録されている証人尋問に係る部分については更新用記録媒体を作成することを要しない。

- (1) 控訴の申立て等により事件記録を他の裁判所に送付するとき。
- (2) 当該事件が裁判員法第 72 条第 1 項に規定する区分事件であるとき。
- (3) 裁判員法第 46 条第 2 項の規定により裁判員を追加して選任することとなったとき。
- (4) 裁判員法第 47 条第 1 項の規定により補充裁判員を新たに置き，又は追加して選任することとなったとき。

2 作成方法

更新用記録媒体は、1に掲げる事由が生じたときに、期日ごとにそれぞれ別の記録媒体を用いて作成する。この場合において、供述又は陳述をした者ごとに別個の記録媒体を用いることを要しない。

3 保管

更新用記録媒体は、当該事件を担当する裁判所書記官（以下「担当書記官」という。）が、適宜の箇所に事件番号及び4の(1)の管理番号を記載し、保管用ケースに収納した上、保管用の袋に入れて、事件記録の末尾に添付する方法により保管する。

4 管理票の作成

- (1) 担当書記官は、更新用記録媒体を管理するため、別紙様式による管理票を作成し、これに、事件番号、被告人の氏名、管理番号、記録した公判期日の回数及び年月日並びに供述又は陳述をした者の氏名を記載し、これを更新用記録媒体とともに事件記録の末尾に添付する方法により保管する。
- (2) 更新用記録媒体が証拠として取り調べられたときは、担当書記官は、管理票にその旨並びに取り調べた公判期日の回数及びその年月日を記載して認印する。
- (3) 更新用記録媒体を廃棄したときは、廃棄を担当した裁判所書記官は、管理票に廃棄の年月日を記載して認印する。
- (4) 管理票は、事件の終結後、第一審裁判所の記録係の裁判所書記官において事件記録から分離し、事件終結の日から1年間保存した後廃棄する。

5 送付

(1) 送付

控訴の申立て等により事件記録を他の裁判所に送付する場合には、当該事件記録に添付されている更新用記録媒体を管理票とともに当該裁判所に送付する。

(2) 記録送付書への記載

(1)により更新用記録媒体を送付する場合には、当該更新用記録媒体及び管理票を添付する旨を記録送付書の適宜の欄に記載する。

6 廃棄

更新用記録媒体は、第一審（破棄差戻し後及び破棄移送後の第一審を含む。）で終結した場合には担当書記官が、上訴審で終結した場合には第一審裁判所の記録係の裁判所書記官が速やかに事件記録から分離し、廃棄する。

7 亡失の報告

(1) 担当書記官による報告

担当書記官は、その保管する更新用記録媒体が亡失したときは、直ちに、主任書記官（刑事の訟廷管理官及び訟廷管理官を含む。以下同じ。）に報告する。

(2) 主任書記官による報告

主任書記官は、更新用記録媒体が亡失したことを認めたときは、直ちに、所属する裁判所の首席書記官を経由して、各裁判所の長に報告する。

第4 留意点

訴訟関係人の尋問及び供述等が保存されている記録媒体については、尋問、供述又は陳述をした者の個人情報の保護等に十分配慮し、厳重な管理に努めなければならない。

付 記

この通達は、裁判員法の施行の日（平成21年5月21日）から実施する。

付 記（平29. 8. 31総三第147号）

この通達は、平成29年9月1日から実施する。

(別紙様式)

更新用記録媒体管理票

平成 年()第 号
被告人

管理番号	記録年月日	供述者氏名等 (該当するものを で囲む)	廃棄年月日 廃棄者認印	備考
1	第 回公判 ・	証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑	・ ・ 印	
2	第 回公判 ・	証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑	・ ・ 印	
3	第 回公判 ・	証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑	・ ・ 印	
4	第 回公判 ・	証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑	・ ・ 印	
5	第 回公判 ・	証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑	・ ・ 印	
6	第 回公判 ・	証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑 証・被・通・鑑	・ ・ 印	

(注)

- 1 「供述者氏名等」の「証」は証人,「被」は被告人,「通」は通訳人,「鑑」は鑑定人を示す。その他の場合は適宜の方法で記載する。
- 2 1人の供述者等の記録が2以上の記録媒体にまたがって記録された場合には,該当するすべての記録媒体の欄に氏名等を記載する。